

国の基本指針の改正

(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)

基本指針とは？

障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、以下について規定しています。

- 障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定
- 令和3～5年度の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を規定
- 障害福祉サービス等並びに障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的としている

→「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」のうち、特に「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」部分の策定に際し、参考にするべきものです。

【補足】

◆「障害福祉サービス等」＝①障害福祉サービス ②相談支援 ③地域生活支援事業

◆「障害児通所支援等」＝①障害児通所支援 ②障害児入所支援 ③障害児相談支援

※赤文字部分が、R2.5.19 付けの改正内容です。

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

静岡県障がい者共生のまちづくり計画における「基本目標」の基礎の一つです。

主な項目	概要
1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	* 必要な支援を受けつつ自立・社会参加を図るためのサービス提供体制整備
2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	* 発達障害・高次脳機能障害は精神障害に含める * 難病も対象であることを周知
3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	* 地域移行・継続・就労支援等を地域全体で支援するため拠点整備・ｲﾝﾌｫｰﾏｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ等を推進 * 「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点整備 * 精神障害にも対応する地域包括ケアシステム
4 地域共生社会の実現に向けた取組 (一) 属性に関わらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援 (二) (一)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援 (三) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援	* 「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会実現に向け地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組む * 地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む * (一)～(三)の支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討 ※従来の(一)(二)を本文(上記の追加部分)へ溶け込ませている。 (三)の内容は、5(下記の追加部分)へ。

<p>5 障害児の健やかな育成のための発達支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> * ライフステージごと切れ目ない支援 * 関係機関が連携した支援 * 支援によるインクルーシブの推進 * 医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築
<p>6 障害福祉人材の確保【新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者の協力
<p>7 障害者の社会参加を支える取組【新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等 * 視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

主な項目	概要
1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障	* 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の充実・必要なサービスを保障
2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障	* 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動センターを保障
3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実	* GHの充実+自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業の推進により入所等から地域生活への移行を推進 * 重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても希望する者が地域で暮らすことができるよう福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等の必要な量を見込む * 地域に開かれた地域生活支援拠点整備と必要な機能の充実 * 有機的連携する面的体制
4 福祉施設から一般就労への移行の推進	* 就労施行・定着等支援等の推進
5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実【新規】	* 障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る
6 依存症対策の推進【新規】	* アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策 * 依存症に対する誤解及び偏見を解消するため以下の取り組みが重要 ① 関係職員に対する研修の実施 ② 幅広い普及啓発 ③ 相談機関及び医療機関の周知及び整備 ④ 自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援 * 様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

主な項目	概要
1 相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> * 相談支援事業所による連携 * サービス等利用計画の作成確保 * 特定相談支援事業所の充実 * 基幹相談支援センターを設置し、主任相談支援専門員を計画的に確保 * 改めて、地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う (一の4(一)の事業を実施する場合には、整備の経緯を踏まえつつ、双方の取り組みの有機的な連携を図る)
2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> * 入所・入院機関利用者数の把握 * 地域への移行支援＋自立生活援助・地域定着支援
3 発達障害者等に対する支援 (一) 発達障害者等への相談支援体制の充実 (二) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> * 発達障害者支援センター・発達障害者地域支援マネージャー * 別表第一の七各項を指標 * 早期発見・早期支援のため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保 * 発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保
4 協議会の設置等	<ul style="list-style-type: none"> * 関係機関・団体・当事者等による協議会 * 部会設置による活性化 * 居住確保要配慮者居住支援協議会との連携 * 発達障害児者・重心児者・医療的ケア児・難病等への支援に向けた専門機関との連携

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

主な項目	概要
1 地域支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> * 障害・年齢種別等のニーズに応じ身近な場所で支援提供 * 児童発達支援センターは重度化・重複化・多様化に対応する専門機能を強化した上で、地域における中核的な支援施設として、通所事業所と連携を図り重層的な支援を実施。併せて、地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加やインクルージョンを推進する。 * 入所施設は専門機能を強化した上で、虐待を受けた児等様々なニーズに対応するとともに、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行う。加えて、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める。 * 成年期への移行に向けた県・市連携 とりわけ、障害児入所支援は、入所児童が18歳以降も適切な場所で支援を受けることができるよう都道府県や市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援に在り方について適切な次期に必要な協議が行われるような体制整備
2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	<ul style="list-style-type: none"> * 障害児通所支援の体制整備には保育所・認定こども園・放課後児童健全育成等との連携が必要 * 早期発見・支援のため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策その他子育て・保健医療部局との連携が必要 * 就学・卒業時に支援が引き継がれるよう教育委員会その他関係事業者との連携が必要 * 放課後等デイサービス等の実施にあたっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との連携促進のための実施形態の検討が必要 * 都道府県においては、児童発達支援セン

	ターや特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や手引書の作成を進める
3 地域社会への参加・包容の推進	* 保育所等訪問支援を活用し育ちの場で支援することで地域社会への参加・包容を推進
4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備 (二) 医療的ケア児に対する支援体制の充実 (三) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実 (四) 虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備	* 重心児・医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の充実 * 人数やニーズの把握(入所施設等をはじめとして在宅サービスも含め支援体制の現状を併せて把握) * 短期入所の役割・在り方検討 * 医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場 (障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう協議) * 関連分野(保健師、訪問看護師等を含む)の支援を調整するコーディネーターの配置 (医ケア児の退院支援等、具体的役割を明記)
5 障害児相談支援の提供体制の確保	* 早期からの支援 * 質の確保・向上

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

次に掲げる成果目標を設定することが適当である。また、成果目標を達成するため、活動指標を計画に見込むことが適当である。(成果指標・活動指標に加え、市町が独自の目標・指標を設定することも可能。)

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

概要	<ul style="list-style-type: none"> * R元年度末入所者の6%以上(前9%)がR5年度末までに地域移行(福祉施設においては必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要) * R5年度末入所者数はR元年度末入所者数から1.6%以上(前2%)削減 * 加齢児入所者は除いて設定
----	---

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

主な項目	概要
1 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	* 廃止→活動指標として設定 (本市は達成済み)
2 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	
1 退院後1年以内の地域における平均生活日数【新規】	* R5年度目標値：316日以上
2 精神病床における1年以上長期入院患者数	* 別表四により算定した患者数を目標値とする
3 精神病床における早期退院率	* 3箇月時点：69%、6箇月時点：86% (前84%) 1年時点：92% (前90%)

三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

概要	* R5 年度末までに圏域・市町村に1つ整備しつつ、その機能充実のため、年1回移行運用状況を検証、検討
----	---

四 福祉施設から一般就労への移行等

概要	<p>* R5 年度の一般就労者は R1 年度末の 1.27 倍 (前 1.5 倍) 以上</p> <p>* R5 年度までに R 元実績の 1.30 倍以上が就労移行支援により一般就労移行</p> <p>* R5 年度までに R 元実績の 1.26 倍以上が就労継続支援 A 型により一般就労移行</p> <p>* R5 年度までに R 元実績の 1.23 倍以上が就労継続支援 B 型により一般就労移行</p> <p>* 32 年度末の就労移行支援利用者は 28 年度末の 2 割以上増【廃止】</p> <p>* 就労移行支援事業所中、移行率 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上【廃止】</p> <p>* 就労定着支援開始 1 年後の職場定着率 8 割以上【廃止】</p> <p>* ⑤ R5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち 7 割が就労定着支援事業を利用</p> <p>* ⑥ R5 年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上</p> <p>* 別表第一の一各項を活動指標とする</p> <p>* 離職者・特別支援学校卒業者に対する就職支援</p> <p>* 農福連携に関する理解促進</p> <p>* 高齢障害者の社会参画や就労に関する多様なニーズに対応するために、就労継続支援 B 型事業所等による適切な支援を実施するとともに、他のサービスに適切につなぐことができる体制の構築</p>
----	--

五 障害児支援の提供体制の整備等

主な項目	概要
1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> *R5 年度末までに各市に児童発達支援センターを1つ以上整備 *R5 年度末までに全市が保育所等訪問支援を利用できる体制整備
2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築【新規】	*R5 年度末までに、都道府県において、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保
3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	*R5 年度末までに各市に各1つ以上整備
4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	*R5 年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

六 相談支援体制の充実・強化等【新規】

概要	①R5 年度末までに、各市町村又は各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保
----	--

七 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築【新規】

概要	①R5 年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築
----	---

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

主な項目	概要
1 作成に当たって留意すべき基本的事項 (一) 障害者等の参加 (二) 地域社会の理解の促進 (三) 総合的な取組	*当事者の声、地域の理解、他の関係法や機関との連携に留意

2 計画の作成のための体制の整備 (一) 作成委員会等の開催 (二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携 (三) 市町村と都道府県の連携	* 自立支援協議会を設置している場合は「その意見を聴くよう努めなければならない」 * 施策推進協議会を設置している場合はその活用も可
3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握	* 利用実態の分析とともにアンケート・ヒアリングも実施
4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備	* 支援を利用する保護者の調査によりニーズを把握 * 利用ニーズを満たす定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援の利用を希望する児が利用できるよう体制整備を行う
5 区域の設定	* 都道府県のみ対象
6 住民の意見の反映	* 委員の公募、パブリックコメント、公聴会
7 他の計画との関係	* 医療、介護、子育て
8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置	* 年1回は中間評価・公表したい

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

概要	* 別表第二の二、三中「種類ごとの必要な量の見込み」、四の設定は義務 * 別表二の三中「種類ごとの必要な見込量の確保のための方策」、五是努力義務 * 別表二の一、六、七は盛り込むことが望ましい
----	--

主な項目	概要
1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項	* 第二に即して成果目標を設定 * 計画の実績・地域の実情を踏まえて設定することが望ましい
2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策	* 別表第一を参考 * 生活介護、就労継続B、施設入所については「継続利用者」の数を除く * 児から者への円滑な移行を図る * 入所児は退所後を見据えて連絡調整を図る * 医療機関が実施する短期入所

<p>(三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実 (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策</p>	<p>の確保 * 地域生活支援拠点等運用していく中で明らかになった課題（現状では対応困難な地域や課題・障害種別・障害特性については機能補完の検討）</p>
<p>3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項 (一) 実施する事業の内容 (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み (三) 各事業の見込量の確保のための方策 (四) その他実施に必要な事項</p>	
<p>4 関係機関との連携に関する事項 (一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項</p>	<p>* 分野を超え、関係機関が連携</p>

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

<p>1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (一) 各年度にける指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 (三) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた市町村支援等 (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策 3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置 (一) サービスの提供に係る人材の研修（行動障害、精神障害、医療的ケア支援） (二) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価 5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項 (一) 実施する事業の内容 (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に案する考え方及び量の見込み (三) 各事業の見込量の確保のための方策</p>

(四) その他実施に必要な事項 6 関係機関との連携に関する事項 (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (二) 区域ごとの指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項
--

四 その他

1 計画の作成の時期 (R2～5年度の3年間) 2 計画の期間 3 計画の公表

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 障害者等に対する虐待の防止

主な項目	概要
1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見	* 設置者・管理者は防止委員会の設置、研修等に努める
2 一時保護に必要な居室の確保	* 一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用する
3 指定障害児入所支援の従業者への研修	* 入所施設従業者にも研修実施
4 権利擁護の取組	* 市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合

二 意思決定支援の促進

概要	* 意思決定支援ガイドライン等を活用した相談支援員・サービス管理責任者研修
----	---------------------------------------

三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

概要	* 社会参加の促進により障害者に対する理解の拡大を図る * 都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進
----	---

四 障害を理由とする差別の解消の推進

概要	<ul style="list-style-type: none"> * 手帳所持者だけが対象ではない * 国の指針に従い具体的場面・状況に応じて柔軟に対応する
----	--

五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

概要	<ul style="list-style-type: none"> * 地域共生社会の考えに基づく「地域に開かれた施設」 * 発災時には福祉避難所となることを踏まえた防災対策 * 権利擁護の視点を含めた職員研修
----	---

《別表第一》・・・これを参考に、地域の実情等を踏まえ、サービスの必要な量の見込み等を設定する。

一 福祉施設から一般就労への移行等

事 項	内 容
就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	都道府県は R5 年度における移行者見込みを設定
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県は R5 年度における受講者見込みを設定
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県は R5 年度における誘導見込みを設定
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県は R5 年度における誘導見込みを設定
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県は R5 年度における公共職業安定所の支援を受けて就職する者の見込みを設定

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

事 項	内 容
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	<p>【利用者数・見込量】</p> <p>現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定</p>

三 生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A・B）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）

事 項	内 容
生活介護	<p>【利用者数・見込量】</p> <p>現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定</p>
自立訓練（生活）	

自立訓練（機能）	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
就労移行支援	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、福祉から一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、 休職者で復職を希望する者 等新たな対象者数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
就労継続支援A型	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、福祉から一般就労への移行者数、一人当たりの平均的利用量、地域の雇用情勢等を勘案して設定
就労継続支援B型	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、福祉から一般就労への移行者数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定 工賃の目標水準の設定が望ましい
就労定着支援	【利用者数】 現に利用している者の数 、ニーズ、福祉から一般就労への移行者数等を勘案して設定
療養介護	【利用者数】 現に利用している者の数、ニーズらを勘案して設定
短期入所 （福祉型・医療型）	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定

四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

事 項	内 容
自立生活援助	【利用者数】 現に利用している者の数 、単身世帯である障害者数、同居家族の支援を受けられない者の数、地域移行者数、精神障害者のうち退院後知用が見込まれる者の数等を勘案して設定
共同生活援助	【利用者数】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数、GHに入所者数、GH退所者数等を勘案して設定 地域生活支援拠点の機能を持たせる場合は、地域設置見込みも設定

施設入所支援	<p>【利用者数】</p> <p>R1 年度末時点の入所者数を基礎とし、地域移行者数を控除した上で、GH等での対応が困難な者といった真に入所を必要とする数を勘案して設定</p> <p>R5 年度末において R1 年度末入所者数の 1.6%（前2%） 以上を削減</p>
地域生活支援拠点等	<p>地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する</p>

五 相談支援

事 項	内 容
計画相談支援	<p>【利用者数】</p> <p>現に利用している者の数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の等を勘案して設定</p>
地域移行支援	<p>【利用者数】</p> <p>現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち退院後に利用が見込まれる者の数等を勘案して設定</p> <p>入所・入院前の居住地の自治体が設定</p>
地域定着支援	<p>【利用者数】</p> <p>現に利用している者の数、単身世帯である障害者数、同居家族の支援を受けられない者の数、地域移行者数、精神障害者のうち退院後知用が見込まれる者の数等を勘案して設定</p>

六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

事 項	内 容
児童発達支援	<p>【利用児童数・見込量】</p> <p>地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所等での障害児の受入状況、入所施設退所後利用の見込まれる障害児数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定</p>
医療型児童発達支援	
放課後等デイサービス	<p>【利用児童数・見込量】</p> <p>地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成等での障害児の受入状況、入所施設退所後利用の見込まれる障害児数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定</p>
保育所等訪問支援	<p>【利用児童数・見込量】</p> <p>地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所・こども園・幼稚園・小学校・特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定</p>
居宅訪問型	<p>【利用児童数・見込量】</p>

児童発達支援	地域における児童数の推移、 現に利用している障害児数 、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
福祉型 障害児入所施設	【利用児童数】 地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して設定
医療型 障害児入所施設	
障害児相談支援	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	【配置人数】 地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して設定

七 発達障害者等に対する支援

事 項	内 容
発達障害者支援地域協議会の開催	【見込開催回数】 地域の支援体制の課題の把握・体制についての検討に必要な回数を設定
発達障害者支援センターによる相談支援	【見込相談件数】 現状の相談件数・ニーズのうち、市町村での対応が困難で真にセンターの相談が必要な件数を勘案して設定
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言	【見込助言件数】 現状の助言件数・ニーズのうち、市町村での対応が困難で真にセンター・マネージャーの相談が必要な件数を勘案して設定
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修・啓発	【見込研修・啓発件数】 現状の件数を勘案して障害特性の理解が図られるために必要な件数を設定
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【新規】	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定
ペアレントメンターの人数【新規】	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数【新規】	現状のピアサポートの活動状況及び資料損とうにおける発達障害者等の数の勘案し、数の見込みを設定する。

八 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
精神障害者の地域移行支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の地域定着支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の共同生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神病床における退院患者の退院後の行き先	都道府県において、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。

九 相談支援体制の充実・強化のための取組【新規】

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域の相談支援事業の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組【新規】

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市長村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

別表第二

一 市町村障害福祉計画等の基本的理念等 《盛り込むことが望ましい》

事 項	内 容
市町村障害福祉計画等の基本的理念等	市町村障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的、特色等を定める

二 提供体制の確保に係る目標 《義務》

事 項	内 容
障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	地域生活移行、精神にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、一般就労移行等を進めるため、国の基本指針に即して R5 年度の【成果目標】を設定する
障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標	体制整備推進のため、国の基本指針に即して R5 年度の【成果目標】を設定する

三 支援の種類ごとの必要な量の見込み・見込量確保のための方策

《「種類ごとの必要な量の見込み」は義務、「見込量確保のための方策」は努力義務》

事 項	内 容
各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み・見込量確保のための方策	①【実施に関する考え方・見込必要量】 別表第一を参考にして、⑤の R5 年度末の精神長期入院患者数の地域生活移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、R5 年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとに定める
	②【確保のための方策】 サービスの種類ごとに見込必要量の確保のための方策を定める
	③【整備の方策】 地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点の整備の方策を定める
	④【サービスの見通し・基盤整備の方策】 圏域単位を標準とした見通し・方策を定める
	⑤【精神基盤整備量（利用者数）】 属する県が別表第四の三の式により算定した R5 年度末の精神長期入院者の地域生活移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量を勘案して、市町村の R5 年度末の精神長期入院者の地域生活移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定める
各年度における通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み・見込量確保のための方策	①【実施に関する考え方・見込必要量】 別表第一を参考にして、R5 年度までの各年度における通所支援等の種類ごとに定める
	②【確保のための方策】 通所支援等の種類ごとに見込必要量の確保のための方策を定める
	③【見通し・整備の方策】 圏域単位を標準とした指定通所支援の見通し・計画的な整備の方策を定める

四 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 《義務》

事 項	内 容
市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	第二の成果目標の達成に資するよう、地域の実情に応じて次の事項を定める ① 実施する事業の内容 ② 各年度における事業の種類ごとの実施にかする考え方・見込量 ③ 各年度の見込量確保のための方策 ④ その他実施に必要な事項

五 関係機関との連携に関する事項 《努力義務》

事 項	内 容
指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する期間その他の関係機関との連携に関する事項	市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定める

指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他関係機関との連携に関する事項	
--	--

六 障害福祉計画の期間 <盛り込むことが望ましい>

事 項	内 容
障害福祉計画の期間	障害福祉計画の期間を定める

七 障害福祉計画の達成状況の点検・評価 <盛り込むことが望ましい>

事 項	内 容
障害福祉計画の達成状況の点検・評価	各年度における状況を点検・評価する方法を定める

別表第三 都道府県関係事項（略）

別表第四 精神長期入院者数算定式（略）